

名古屋高等裁判所金沢支部 平成●●年(〇〇)第●●号 納税告知処分等取消請求控訴事件
国側当事者・国(福井税務署長)

令和元年7月3日棄却・上告・上告受理申立て

(第一審・福井地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成30年11月28日判決、本資料
268号-109・順号13214)

判 決

| | |
|-----------|-----------------|
| 控訴人 | 株式会社A |
| 同代表者代表取締役 | 甲 |
| 被控訴人 | 国 |
| 同代表者法務大臣 | 山下 貴司 |
| 処分行政庁 | 福井税務署長 杉本 吉宣 |
| 同指定代理人 | 石井 宏 |
| 同 | 田中 義人 |
| 同 | 粟津 秀平 |
| 同 | 高橋 律子 |
| 同 | 和田 初 |
| 同 | 近吉 康司 |
| 同 | 法月 友祐 |
| 同 | 佐藤 彰洋 |
| 同 | 勝森 剛 |
| 同 | 藤井 義仁 |

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 福井税務署長が平成28年4月27日付けで行った、控訴人の源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定の内、平成25年5月分の源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税の各納付告知処分(非居住者へ支払った不動産の譲渡対価3573万5000円及び不納付加算税357万3500円)を取り消せ。

第2 事案の概要(以下、略称は原判決のそれによる。)

- 1 本件は、処分行政庁が、控訴人は平成25年5月28日に外国法人であるB社から本件土地建物を譲り受け、その売買代金3億5000万円を支払ったことにより、所得税法(平成26

年法律第10号による改正前のもの。以下同じ。) 212条1項に基づく源泉徴収に係る所得税及び復興特別措置法28条1項に基づく復興特別所得税の各納付義務があるとして、平成28年4月27日付けで、控訴人に対し、平成25年5月分の源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税の納税告知処分並びにこれらに係る不納付加算税賦課決定処分(本件各処分)をしたのに対し、控訴人が、本件各処分の取消しを求めた事案である。

原審は、①控訴人が平成25年5月28日に本件売買予約上の予約完結権を行使したことにより、B社との間で、売買代金を3億5000万円とする本件土地建物の売買契約が成立し、前同日、B社が本件土地建物の譲渡の対価を、C社が控訴人に対して有する債務の弁済に充当することにより、本件土地建物の譲渡の対価である3億5000万円の支払債務が消滅したといえ、同日の時点で、上記の行為は、所得税法212条1項の「支払」に当たる、②本件土地建物の所有権移転は公序良俗に反しない、③本件各処分は憲法29条3項に違反しない、④本件各処分の理由は具体的に示されており、本件各処分は適法であるとして、控訴人の請求を棄却した。これに対し、控訴人はこれを不服として控訴した。

2 本件の前提事実、関係法令等の定め、争点及び争点に関する当事者の主張は、原判決9頁17行目の「なされたとしても、」の次に「そもそも清算期間が経過していない」を加え、原判決9頁21行目の「無効である(同法3条3項)」を「無効であり(同法3条3項)、いかなる債務も消滅することはない。そもそも清算期間が経過していないから所有権移転の効力も発生しない。」に補正するほかは、原判決「事実及び理由」欄の第2の2ないし5に記載のとおりであるから、これを引用する。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の請求は理由がないから棄却すべきものと判断する。その理由は、次のとおり補正するほかは、原判決「事実及び理由」欄の第3に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決14頁23行目の「仮登記担保契約であるから」を「仮登記担保契約であり、強行法規である仮登記担保法が適用されるから」に改める。

(2) 原判決15頁2行目の「無効である旨主張する。」から6行目の「当を得ない。」までを、次のとおり改める。

「無効であるから、いかなる債務も消滅することはない旨主張する。」

しかしながら、上記のとおり、控訴人とB社との間では、平成25年1月28日付けで、控訴人がB社に対し、予約完結の意思表示をしたときは、その日に売買代金を3億5000万円とする本件土地建物の売買契約が成立し、B社は、その売買代金がC社の控訴人に対する貸付金債務に充当されることを承諾すると本件売買予約が成立し、その後、平成25年5月28日付けで、控訴人からB社に対して本件売買予約に係る売買予約完結の意思表示がされ、その意思表示が適法かつ有効にされたことを確認する旨の覚書を取り交わし、また、B社が、前同日、本件土地建物の所有権が控訴人に移転したこと、本件土地建物等の売買代金3億5000万円が弁済済みであることを確認する旨の本件取引完了確認書を控訴人に差し入れたこと、本件土地建物について、同日売買を原因として控訴人に対する所有権移転登記がされたこと、その後、控訴人は、B社らに対し、本件土地建物の所有権に基づき、本件土地建物の明渡し等を求める訴えを東京地方裁判所に提起し、その控訴審である東京高等裁判所において、C社を利害関係人として参加させて清算条項を含ん

だ裁判上の和解が成立したが（乙13）、その和解条項中には、上記の本件土地建物の所有権の移転や売買代金の支払を変更したり、消滅した控訴人のC社に対する本件金銭消費貸借契約に係る債権を復活させたりする内容のものは見当たらないことが認められるほか、控訴人がB社に対して本件土地建物の所有権移転に係る清算として何らかの金銭が支払われたことはなかったこと（弁論の全趣旨）が認められる。

上記の認定事実によれば、控訴人のB社に対する3億5000万円の本件土地建物の売買代金支払債務については、平成28年5月28日に消滅したことが優に認められるところ、これと異なり仮登記担保法が適用された結果として、本件土地建物の所有権移転登記が抹消されるなどして原状回復された事実や、C社に対する貸付金債権が復活された事実や、控訴人がB社に対して清算金を支払った事実などは全く見受けられず、本件各処分までの間に、上記認定の源泉所得税等の納付義務の原因となる事実関係については何ら変更されていないことが明らかであり、本件土地建物に係る控訴人、B社及びC社間の法律関係は最終的に裁判上の和解により上記のとおり確定したというべきであるから、控訴人において、もはや仮登記担保法に基づく無効等を主張することができず、したがって、その適用の有無についての判断はこれを要しないというべきである。これと異なる控訴人の上記主張は理由がない。

また、控訴人は、B社が、主債務者であるC社の控訴人に対する金銭消費貸借債務を、B社の本件土地建物による弁済によって消滅させたにすぎず、被控訴人主張の売買代金債務が消滅したものではないとも主張する。

しかしながら、上記のとおり、控訴人とB社との間では、本件土地建物の所有権の移転については、売買契約という法形式が選択され、その売買代金債務をもってC社の控訴人に対する貸付金債務に充当するとの合意がされたことは明らかであって、これと異なる法律行為によるものでないから、これを前提とする控訴人の上記主張も理由がない。」

2 よって、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

名古屋高等裁判所金沢支部第1部

裁判長裁判官 田中 寿生

裁判官 橋本 修

裁判官 峯金 容子